

手続開始の公示（説明書）

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

平成 30 年 12 月 18 日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 高橋 知道

次のとおり公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本件公募型プロポーザル方式に係る手続きについては、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という）が配布した競争参加希望者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『手続開始の公示（説明書）』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

1-1. 調達機関番号	417
1-2. 所在地番号	11
1-3. 品目分類番号	41、42
1-4. 契約件名（工事名）	横浜環状南線 公田インターチェンジ工事
1-5. 契約責任者	NEXCO 東日本 関東支社 支社長 高橋 知道
1-6. 契約担当部署	NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 大宮 JP ビルディング (電話) 048-631-0020
1-7. 競争契約の方法	公募型プロポーザル方式
1-8. 競争参加資格の確認	事前審査方式（通知型）
1-9. 見積書の提出方法	技術協力業務 持参 建設工事 持参
1-10. 契約保証	技術協力業務 必要 … 競争参加希望者に対する指示書[24]を参照のこと 建設工事 必要… 競争参加希望者に対する指示書[24]を参照のこと
1-11. 契約書の作成	技術協力業務 必要（電子契約による） … 競争参加希望者に対する指示書[26]を参照のこと 建設工事 必要（電子契約による） … 競争参加希望者に対する指示書[26]を参照のこと
1-12. 契約図書	

（1） 横浜環状南線 公田インターチェンジ工事（以下「本工事」という。）の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

① 手続開始の公示（説明書） 本書

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

② 標準契約書案

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

【調査等請負契約書】及び【土木工事請負契約書】を使用すること

③ 競争参加希望者に対する指示書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

④ 共通仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

【調査等共通仕様書（平成30年7月）】を使用すること

【土木工事共通仕様書（平成30年7月）】を使用すること

⑤ 特記仕様書案（技術協力業務） <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron>

⑥ 金抜設計書案 <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron>

⑦ その他契約（発注用）図面等 <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron>

⑧ 競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式1～2のとおり

⑨ 技術提案書 本書の別紙様式3のとおり

⑩ 技術協力業務参考見積書 本書の別紙様式4のとおり

⑪ 基本協定書案 本書の別添（基本協定書案）のとおり

⑫ 設計協力協定書案 本書の別添（設計協力協定書案）のとおり

⑬ 見積書 上記③競争参加希望者に対する指示書（指示書様式1）のとおり

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件に参加しなければならない。

(3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から⑬に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

ただし、上記交付方法により取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法(CD-R配布等)により交付するので、上記1-6.（契約担当部署）へその旨申し出ること。

契約図書の交付期間及び時間は、平成30年12月18日（火）～平成31年1月9日（水）16時まで

第2 調達手続に付する事項(工事概要)

2-1. 工事概要

(1) 工事場所 自) 神奈川県横浜市栄区桂台西

至) 神奈川県横浜市栄区公田町

(2) 工事内容 ①技術協力（以下「技術協力業務」という。）

1)技術協力業務 公田インターチェンジ技術協力 一式

2)技術協力業務履行期間 契約保証取得の日の翌日から180日間

3)本技術協力業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。

②施工（以下「建設工事」という。）

1)先行工事

工事名) 横浜環状南線 公田インターチェンジ工事【仮設工事】

工事概要) 一部区間の土留工事、土工事等の仮設工事

後行工事

工事名) 横浜環状南線 公田インターチェンジ工事

工事概要) 本体工事 函渠工約900m

2)工期 契約保証取得の日の翌日から優先交渉権者との価格等の交渉により合意した期間

- (3) 参考額及び参考工期 本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は 35 百万円程度（税込み）を想定している。技術協力業務の参考額はあくまでも目安として示すもので、その範囲内での契約を要するものではない。

また、建設工事の規模は 430 億円程度（税込み）を想定している。建設工事の参考額はあくまでも目安として示すもので、その範囲内での契約を要するものではない。参考工期は、優先交渉権者選定後、優先交渉権者に対し別途通知する。

- (4) その他 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）のうち「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に示す技術協力・施工タイプの対象工事である。

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

競争参加者とは、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-2.（競争参加資格確認申請書の作成）に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 3-3. 「競争参加資格確認申請書」に示す申請書の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（競争参加希望者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 下記 4-5.（技術提案書等の提出）に示す技術提案書の提出の時までに、工事種別「土木工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 29・30 年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工種に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が 1500 点以上の者であること（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数が、1500 点以上であること。）、又は経営事項評価点数が 1400 点以上である者による 2 者若しくは 3 者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定 JV」という）であること。なお、特定 JV の場合は、すべての構成員が第 3（調達手続に参加するための条件等）の条件を満たすこと。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。）。
- (4) 審査基準日から技術協力業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと。また、建設工事に係る契約の相手方決定の日において、競争参加資格停止期間中ではないこと（NEXCO 東日本が「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）。
- ただし、技術提案書提出期限日の翌日から、建設工事に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）においては、NEXCO 東日本が本工事に関し、特に競争参加を認める場合を除く。

- (5) 審査基準日において、平成 15 年度以降に元請としての完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

なお、単体及び特定 JV の代表者にあっては、「同種工事」を、特定 JV の代表者以外の者にあっては「同種工事」又は「同種工事（緩和）」の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。

①同種工事

内空面積（代表値）250m²以上ある開削で施工した半地下構造の工事

②同種工事（緩和）

内空面積（代表値）120m²以上ある開削で施工した半地下構造の工事

また、上記「①同種工事」及び「②同種工事（緩和）」のいずれも、次の①又は②に該当する工事は施工実績として認めない。

① NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満の工事

② 国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 審査基準日において、下記に示す基準を満たす設計管理技術者を技術協力業務履行期間中に配置できること。なお、設計管理技術者は競争参加希望者に所属する者とする。

ただし、特定 JV の場合は、特定 JV として設計管理技術者を配置すれば良い。

① 資格要件

設計管理技術者は、以下に示す a から d のいずれかの資格を有すること。

なお、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当、RCCM 相当又は土木学会認定土木技術者相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。以下同じ。）認定（総合政策局（旧建設経済局も含む。）以下同じ。）建設振興課）を受けている必要がある。

a 技術士〔総合技術監理部門（「建設一道路」）又は総合技術監理部門（「建設一施工計画、施工設備及び積算」）〕の資格を有し技術士法による登録を行っている者

b 技術士〔建設部門（「道路」）又は建設部門（「施工計画、施工設備及び積算」）〕の資格を有し技術士法による登録を行っている者

c RCCM 〔「道路部門」又は「施工計画、設備計画及び積算」〕に合格し、RCCM 資格制度による登録を行っている者。

なお、RCCM に合格している者が、RCCM 資格制度による登録ができない立場にいる者についても RCCM と同等の能力を有している者として認めるものとする。

d 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者（「地盤・基礎分野」）又は 1 級土木技術者（「地盤・基礎分野」））のいずれかの資格を有している者

② 経験

設計管理技術者は、平成 15 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種業務の施工経験又は設計経験を有すること。

なお、施工経験又は設計経験に係る当該同種業務を共同企業体の構成員として実施した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工経験又は設計経験として認める。

また、施工経験又は設計経験における従事役職・期間は問わない。

同種業務 開削で施工した半地下構造の工事の施工経験又は設計経験

なお、上記(5)のイ)又はロ)に該当する工事は施工経験として認めない。

- (7) 審査基準日において、下記に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を建設工事に専任で配置できること。なお、配置技術者の専任期間については、別紙1(配置技術者の専任期間の基本的な考え方)を参照のこと。

- ①主任技術者又は監理技術者が、当該建設工事に対応する建設業法の許可業種(土木工事業)に係る資格を有する者であること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
また、特定JVの場合は構成員毎に資格を有すること。

- ②現場代理人、主任技術者又は監理技術者のうち、いずれかの者が、平成15年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。

ただし、施工経験に係る当該同種工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認める。

なお、施工経験における従事役職・期間は問わない。

また、施工経験を有する者が現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格を有している者でなければならない。

さらに、特定JVの場合は構成員のうち1者の技術者が施工経験を有していれば良い。

同種工事：内空面積(代表値)120m²以上ある開削で施工した半地下構造の工事

また、上記(5)のイ)又はロ)に該当する工事は施工経験として認めない。

- ③専任の主任技術者又は監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ3か月以上の恒常的雇用関係にある者であること。

なお、下記3-2.(競争参加資格確認申請書の作成)に示す書類の写しにより次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合は直接的かつ恒常的な雇用関係(以下「技術者の直接的かつ恒常的雇用関係の特例措置」)にあると認めるものとする。

- 1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付、国総建第155号)
- 2)「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」(改正)(平成28年12月19日付、国土建第349号)
- 3)「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(改正)(平成28年5月31日付、国土建第119号)

- (8) 審査基準日において、特定JVを構成する場合は次に示す事項をすべて満たすこと。

- ①すべての構成員が、上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有してからの営業年数が5年以上であること。ただし、許可を有してからの営業年数が5年未満であっても、相当の工事実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると契約責任者が認める場合は、これを同等として取扱うことがある。
- ②すべての構成員が、国家資格を有する主任技術者又は上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を、建設工事に専任で配置できること。
- ③「特定建設工事共同企業体協定書」の案(競争参加希望者に対する指示書(指示書書式))。以下「協定書案」)が提出されていること。
- ④すべての構成員が、2者JVの場合は30%以上、3者JVの場合は20%以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。

- (9) 審査基準日から技術協力業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

- 2) 当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

- ・本件工事に係る設計業務等の請負人

- ・横浜環状南線 公田インターインジ詳細設計（請負人：大日本コンサルタント株式会社）

- (10) 審査基準日から技術協力業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは上記(9)に示す設計業務等の発注に関与した者でないこと。又は現に下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

- 2) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

- ・施工管理業務の請負人

- ・横浜環状南線 桂公田地区施工管理業務（請負人：株式会社横浜コンサルティングセンター）

- (11) 審査基準日から技術協力業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争参加希望者に対する指示書 1[1]「契約手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

- i) 株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）
- ii) 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- iii) 組合の理事
- iv) i)～iii)に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同規しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定 JV の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す申請書を作成しなければならない。

なお、次に示すすべての書類の提出がない場合、押印漏れや記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載をした場合は、競争参加資格がないと認め、以後の契約手続きに参加することはできないので注意すること。

申請書（様式）	作成に係る留意事項
(様式 1) 競争参加資格確認申請書	◇必要事項を記載のうえ記名すること ◇その他補足事項については、競争参加希望者に対する指示書[8] [3]①を参照のこと
(様式 2) 施工実績	◇上記 3-1. (5) に示す「同種工事」を満たす競争参加希望者の施工実績を記載すること ◇単体及び特定 JV の代表者にあっては上記 3-1. (5) に示す「同種工事」を、特定 JV の代表者以外の者にあっては上記 3-1. (5) に示す「同種工事」又は「同種工事（緩和）」を満たす競争参加希望者の施工実績を記載すること。なお、特定 JV の場合は、構成員毎に施工実績を記載すること ◇発注者から通知された評定点合計の写しを添付すること。なお、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記 1-6.（契約担当部署）を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参により提出すること。 ◇記載にあたっては、様式 2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと
(様式 2)	◇上記 3-1. (6). ① に示す「資格要件」を満たす設計管理技術者について

配置予定設計管理技術者 の資格（技術協力業務）	<p>て記載すること</p> <p>◇資格を有することを証明する登録証等の写しを添付すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
(様式 2) 配置予定設計管理技術者 の経験（技術協力業務）	<p>◇上記 3-1. (6). ②に示す「経験」を満たす設計管理技術者について記載すること</p> <p>◇経験が工事である場合は、発注者から通知された評価点合計の写しを添付すること。なお、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した工事であって、前所属企業の破産又は自主廃業若しくは天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記 1-6.（契約担当部署）を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参により提出すること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
(様式 2) 配置予定技術者の資格 (工事)	<p>◇上記 3-1. (7). ①に示す「資格要件」を満たす配置予定の主任技術者又は監理技術者について記載すること</p> <p>◇特定 JV の場合は構成員毎に上記 3-1. (7). ①に示す「資格要件」を満たす主任技術者又は監理技術者について記載すること</p> <p>◇資格を有することを証明する登録証等の写しを添付すること</p> <p>◇上記 3-1. (7). ③に示す「技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置」に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること。</p> <p>1) 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合</p> <p style="margin-left: 2em;">営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から下記 3-3.（競争参加資格確認申請）①申請期間に示す申請期限の日までの期間が 3 年以内であること。</p> <p class="list-item-l1">① 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間 3 か月以上）関係を示す書面</p> <p class="list-item-l1">② 出向元企業の建設業の廃棄届書</p> <p class="list-item-l1">③ 当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報</p> <p class="list-item-l1">④ 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書面</p> <p>2) 持株会社の子会社が置く技術者の場合</p> <p class="list-item-l1">① 健康保険被保険者証による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間 3 か月以上）関係を示す書面</p> <p class="list-item-l1">② 当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及</p>

	<p>び基準を定める件（平成6年6月8日建設省告示第1461号）附則6の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面</p> <p>3) 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る技術者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3か月以上）関係を示す書面 ② 出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面 ③ 出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。 <p>ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から下記3-3.（競争参加資格確認申請）①申請期間に示す申請期限の日までの期間が1年以内であること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式2に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
(様式2) 配置予定技術者の施工経験 (工事)	<p>◇上記3-1.(7).②に示す「同種工事」を満たす配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかの技術者について記載すること</p> <p>◇発注者から通知された評定点合計の写しを添付すること。なお、平成17年10月1日以降にNEXCO東日本において完成・引渡しが完了した工事であって、前所属企業の破産又は自主廃業もしくは天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記1-6.（契約担当部署）を通じてNEXCO東日本に対し評定点合計を申請書の提出期限5日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限5日前（休日を除く）までに郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参により提出すること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式2に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
協定書案	特定JVにより本件競争に参加を希望する競争参加希望者は、上記3-1.(8).③に示す協定書案を競争参加希望者に対する指示書[8]及び指示書書式に基づき作成すること

(2) 競争参加希望者は、申請書の作成に係る留意事項及び補足事項として、競争参加希望者に対する指示書[8]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請書

- (1) 競争参加希望者は、上記3-2.（競争参加資格確認申請書の作成）で作成した申請書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。
- ① 提出期間 手続開始の公示日の翌日から平成31年1月9日(水)16時まで（行政機関の休日を除く毎日10時から16時まで）
 - ② 提出場所 上記1-6.（契約担当部署）と同じ

- ③ 提出方法 郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参（提出期間内に必着のこと）
 - ④ 提出書類 上記3-2.（競争参加資格確認申請書の作成）により作成した「申請書」
 - ⑤ 提出部数 「申請書」 2部（正1部、写1部）
- (2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請書に係る留意事項として、上記3-2.（競争参加資格確認申請書の作成）に示す申請書の作成に係る留意事項のほか競争参加希望者に対する指示書[8]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成31年1月11日（金）
- (2) 上記(1)に示す競争参加資格確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求に係る事項については、当該競争参加資格確認結果通知において示す。
- (3) その他競争参加資格の確認に係る留意事項として、競争参加希望書に対する指示書[9]及び[10]を参照のこと。

第4 技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）

4-1. 技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）の概要

- (1) 技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）とは、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には建設工事の契約を締結する方式である。

なお、優先交渉権者の選定方法は、下記4-8.（優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定）に示す。
- (2) 技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）では、契約の内容が設計段階、価格等の交渉段階及び施工段階において異なる。設計段階では優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結する。優先交渉権者とは技術協力業務の契約と同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する協定（以下「基本協定」という。）を締結し、円滑に価格等の交渉を行うものとする。
- (3) 価格等の交渉段階では、基本協定に基づき交渉を実施し、交渉が成立した場合には見積合わせを実施した上で、優先交渉権者と建設工事の契約を締結するものとする。また、価格等の交渉不成立時の手続についても基本協定に基づき実施するものとする。
- (4) 技術提案の審査及び評価は、中立かつ公正な審査及び評価を確保するため、学識経験者で構成する「横浜環状南線 技術評価委員会」において、手続開始の公示前、技術評価段階、価格等の交渉段階の3段階において意見聴取を行うものとする。

4-2. 現場説明及び資料作成説明

現場説明及び技術提案書等の競争参加に必要な資料の作成等に関する説明（以下「資料作成説明」という。）を以下のとおり会社毎に実施する。なお、説明資料については1月18日にNEXCO東日本のホームページ上で公表する。

- (1) 参加資格 上記3-4.(1)競争参加資格の確認結果通知により競争参加資格が有りと認められた者。
- (2) 参加の方法 現場説明及び資料作成説明の参加を希望する場合は、上記3-3.(1)競争参加資格確認申請書と合わせて、書面（別添申込書）を申込先へ郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参（申込期間内に必着のこと）することにより申し込むものとし、電送によるものは受け

付けない。

- (3) 参加人数 参加は会社単位（特定 JV を想定している場合は 1 構成員単位）とし、参加可能人数は、最大 3 名までとする。
- (4) 申込期間 平成 31 年 1 月 9 日（水）16 時まで（行政機関の休日を除く毎日 10 時から 16 時まで。）
- (5) 申込先 上記 1-6.（契約担当部署）に同じ。
- (6) 実施期間 実施期間は、平成 31 年 1 月 20 日（日）、1 月 27 日（日）を予定している。
- (7) 日時及び場所 詳細な日時及び場所については、書面（別添申込書）に記載された担当者あてに連絡する。なお、現場説明及び資料作成説明は会社毎に行うものとし、実施日は原則として申し込み順により決定する。
- (8) その他 説明は、日本語のみで実施する。

4-3. 技術評価の評価項目等

優先交渉権者の選定のための技術評価を行うに際し、競争参加希望者に提出を求める技術提案書に係る評価項目及び配点は次のとおりとする。

評価項目	配点	技術提案書等 (様式)
1.技術協力業務の実施に関する提案	①理解度	10 点
	②実施方針・実施体制	10 点
2.施工期間の短縮に有効な工法等の提案能力	①函体工事における工程短縮策の提案能力〔ライフライン（埋設物や生活道路）の切廻しが不要な施工箇所〕	40 点
	②函体工事における工程短縮策の提案能力〔ライフライン（埋設物や生活道路）の切廻しが必要な施工箇所〕	40 点
評価点合計		100 点

4-4. 技術提案書の作成

競争参加者希望者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。

技術提案書（様式）	作成に係る留意事項
技術提案書 (様式 3-2-1)	◇本様式の枚数は、A4 版 2 枚（片面）を限度とすること。 ◇本様式を補足する図面等の資料を A4 版 4 枚（片面）又は A3 版 2 枚（片面）を限度として添付することができる。 ◇記載にあたっては、様式 3-2-1 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
技術提案書 (様式 3-2-2)	◇本様式の枚数は、A4 版 2 枚（片面）を限度とすること。 ◇本様式を補足する図面等の資料を A4 版 4 枚（片面）又は A3 版 2 枚（片面）を限度として添付することができる。 ◇記載にあたっては、様式 3-2-2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
技術提案書 (様式 3-3-1)	◇本様式の枚数は、A4 版 2 枚（片面）を限度とすること。 ◇本様式を補足する図面等の資料を A4 版 4 枚（片面）又は A3 版 2 枚（片面）を限度として添付することができる。 ◇記載にあたっては、様式 3-3-1 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。

技術提案書 (様式 3-3-2)	◇本様式の枚数は、A4 版 2 枚（片面）を限度とすること。 ◇本様式を補足する図面等の資料を A4 版 4 枚（片面）又は A3 版 2 枚（片面）を限度として添付することができる。 ◇記載にあたっては、様式 3-3-2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
技術提案書 (全般)	◇すべての技術提案書において、文字の大きさは 10 ポイント以上を標準とする。 ◇技術提案書には図表を含んでも良いが判読可能であること。 ◇技術提案書又は技術提案書を補足する図面等の資料の枚数に限度の指定がある場合において、指定した限度を超える場合は、補足する図面等の資料の添付順に指定の枚数のみを評価に用いることとする。 ◇技術提案を行うにあたり、提案する施工方法等によって、やむを得ず第三者（隣接する関連工事等）との協議が必要となる場合は、ヒアリングにて確認を行うものとする。

4-5. 技術提案書等の提出

競争参加者は、技術提案書等を提出しなければならない。

- | | |
|--------|--|
| ① 提出期限 | 平成 31 年 2 月 20 日（水）16 時まで（行政機関の休日を除く毎日 10 時から 16 時まで） |
| ② 提出場所 | 上記 1-6.（契約担当部署）と同じ |
| ③ 提出方法 | 郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参（提出期間内に必着のこと。） |
| ④ 提出様式 | 上記 4-4.（技術提案書の作成）により作成した「技術提案書」
技術協力業務参考見積書（様式 4-1、4-2） |
| ⑤ 提出部数 | 2 部（正 1 部、写 1 部）
また、上記の他に CD-R 又は DVD-R にて提出（1 部）すること。 |

4-6. ヒアリング

- (1) 競争参加者に対して、個別に、技術提案書等についてヒアリングを行うこととしており、競争参加者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリングの実施日時、場所等については、申請書（様式 1）に記載された競争参加者の担当者宛てに連絡を行う。
- (3) ヒアリングの実施に関しては、以下のとおりとする。
 - ① ヒアリングは、すべての競争参加者と原則 1 回、対面により行う。
 - ② ヒアリングの出席者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できる者とする。なお、出席者は競争参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならず、複数の者の出席を可能とするが、技術協力業務及び建設工事の配置予定技術者各 1 名は必ず出席することとする。
 - ③ ヒアリング時の資料は、提出された技術提案書のみを用いて実施するため、技術提案書の再提出は要しない。また、追加資料の提出・提示は一切認めない。
 - ④ ヒアリングは、「理解度」、「課題に対する提案能力」の確認を行う。

4-7. 技術提案の評価

契約責任者は、上記 4-5.（技術提案書等の提出）により提出された技術提案書等及び上記 4-6.（ヒアリング）により確認した結果を、次に示す基準に基づき評価を行う。なお、1 項目でも提案が無い場合は非選定とする。

評価項目	評価基準	配点
技 1. 技術	◇「技術協力業務の実施に関する提案①」に対する評価は下記のとおりとする。	10 点

術 提 案	協力業 務の実 施に關 する提 案①	(1) 各評価者は、様式 3-2-1 で提案された内容及びヒアリングにより確認した結果に関し、評価項目 1. ①について、下表の評価基準に基づき、優・良・可・不適格の 4 段階で評価する。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>評価基準</th><th>評価点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td><td>業務目的、現地条件、課題、不確定要素を十分に理解し、適切かつ論理的に整理されている。</td><td>10 点</td></tr> <tr> <td>良</td><td>業務目的、現地条件等を理解し、整理されている。</td><td>5 点</td></tr> <tr> <td>可</td><td>不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。</td><td>0 点</td></tr> <tr> <td>不適格</td><td>必要な事項が記載されていない。</td><td>非選定</td></tr> </tbody> </table>		評価	評価基準	評価点	優	業務目的、現地条件、課題、不確定要素を十分に理解し、適切かつ論理的に整理されている。	10 点	良	業務目的、現地条件等を理解し、整理されている。	5 点	可	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0 点
評価	評価基準	評価点													
優	業務目的、現地条件、課題、不確定要素を十分に理解し、適切かつ論理的に整理されている。	10 点													
良	業務目的、現地条件等を理解し、整理されている。	5 点													
可	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0 点													
不適格	必要な事項が記載されていない。	非選定													
1. 技術 協力業 務の実 施に關 する提 案②	◇「技術協力業務の実施に関する提案②」に対する評価は下記のとおりとする。 (1) 各評価者は、様式 3-2-2 で提案された内容及びヒアリングにより確認した結果に関し、評価項目 1. ②について、下表の評価基準に基づき、優・良・可・不適格の 4 段階で評価する。		10 点												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>評価基準</th><th>評価点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td><td>業務手順が妥当であり、手順上の具体的な工夫があり、内容と規模に対して、十分な実施体制が確保されている。</td><td>10 点</td></tr> <tr> <td>良</td><td>業務手順が妥当であり、実施体制が確保されている。</td><td>5 点</td></tr> <tr> <td>可</td><td>不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。</td><td>0 点</td></tr> <tr> <td>不適格</td><td>必要な事項が記載されていない。</td><td>非選定</td></tr> </tbody> </table>	評価		評価基準	評価点	優	業務手順が妥当であり、手順上の具体的な工夫があり、内容と規模に対して、十分な実施体制が確保されている。	10 点	良	業務手順が妥当であり、実施体制が確保されている。	5 点	可	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0 点	不適格
評価	評価基準	評価点													
優	業務手順が妥当であり、手順上の具体的な工夫があり、内容と規模に対して、十分な実施体制が確保されている。	10 点													
良	業務手順が妥当であり、実施体制が確保されている。	5 点													
可	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0 点													
不適格	必要な事項が記載されていない。	非選定													
2. 施 工期間 の短縮 に有効 な工法 等の提 案能力 ①	◇「施工期間の短縮に有効な工法等の提案能力①」に対する評価は下記のとおりとする。 (1) 各評価者は、様式 3-3-1 で提案された内容及びヒアリングにより確認した結果に関し、評価項目 2. ①について、下表の評価基準に基づき、優・良・可・不適格の 4 段階で評価する。		40 点												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>評価基準</th><th>評価点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td><td>現地条件等を踏まえ、仮設、掘削、函体構築等函体工事にかかるコストに配慮した優れた工程の短縮策が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素の抽出、課題・不確定要素への対応策が明示された優れた提案となっている。</td><td>40 点</td></tr> <tr> <td>良</td><td>現地条件等を踏まえ、仮設、掘削、函体構築等函体工事にかかる工程の短縮策が示されている。</td><td>20 点</td></tr> <tr> <td>可</td><td>不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。</td><td>0 点</td></tr> <tr> <td>不適格</td><td>必要な事項が記載されていない。</td><td>非選定</td></tr> </tbody> </table>	評価		評価基準	評価点	優	現地条件等を踏まえ、仮設、掘削、函体構築等函体工事にかかるコストに配慮した優れた工程の短縮策が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素の抽出、課題・不確定要素への対応策が明示された優れた提案となっている。	40 点	良	現地条件等を踏まえ、仮設、掘削、函体構築等函体工事にかかる工程の短縮策が示されている。	20 点	可	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0 点	不適格
評価	評価基準	評価点													
優	現地条件等を踏まえ、仮設、掘削、函体構築等函体工事にかかるコストに配慮した優れた工程の短縮策が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素の抽出、課題・不確定要素への対応策が明示された優れた提案となっている。	40 点													
良	現地条件等を踏まえ、仮設、掘削、函体構築等函体工事にかかる工程の短縮策が示されている。	20 点													
可	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0 点													
不適格	必要な事項が記載されていない。	非選定													
2. 施 工期間 の短縮 に有効 な工法 等の提 案能力 ②	◇「施工期間の短縮に有効な工法等の提案能力②」に対する評価は下記のとおりとする。 (1) 各評価者は、様式 3-3-2 で提案された内容及びヒアリングにより確認した結果に関し、評価項目 2. ②について、下表の評価基準に基づき、優・良・可・不適格の 4 段階で評価する。		40 点												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>評価基準</th><th>評価点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td><td>現地条件等を踏まえ、仮設、掘削、函体構築等函体工事にかかるコストに配慮した優れた工程の短縮策が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素の抽出、課題・不確定要素への対応策が明示された優れた提案となっている。</td><td>40 点</td></tr> <tr> <td>良</td><td>現地条件等を踏まえ、仮設、掘削、函体構築等函体工事にかかる工程の短縮策が示されている。</td><td>20 点</td></tr> <tr> <td>可</td><td>不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。</td><td>0 点</td></tr> <tr> <td>不適格</td><td>必要な事項が記載されていない。</td><td>非選定</td></tr> </tbody> </table>	評価		評価基準	評価点	優	現地条件等を踏まえ、仮設、掘削、函体構築等函体工事にかかるコストに配慮した優れた工程の短縮策が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素の抽出、課題・不確定要素への対応策が明示された優れた提案となっている。	40 点	良	現地条件等を踏まえ、仮設、掘削、函体構築等函体工事にかかる工程の短縮策が示されている。	20 点	可	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0 点	不適格
評価	評価基準	評価点													
優	現地条件等を踏まえ、仮設、掘削、函体構築等函体工事にかかるコストに配慮した優れた工程の短縮策が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素の抽出、課題・不確定要素への対応策が明示された優れた提案となっている。	40 点													
良	現地条件等を踏まえ、仮設、掘削、函体構築等函体工事にかかる工程の短縮策が示されている。	20 点													
可	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0 点													
不適格	必要な事項が記載されていない。	非選定													

4-8. 優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定

- (1) 優先交渉権者は、競争参加者から提出された技術提案書の評価を上記 4-7. 技術提案の評価に基づき行い、技術評価点が最上位であるものを選定のうえ通知する。また、非選定とした者に対しては、非選定と

された旨とその理由を、それ以外の者に対しては、次順位以降の交渉権者として選定された旨を同じく通知する。

優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定通知 平成31年3月中旬を予定している。

- (2) 上記(1)で非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明請求をすることができる。

なお、説明請求に係る事項については、当該優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定の確認結果通知において示す。

4-9. 基本協定の締結に関する事項

技術協力業務の契約にあわせて、技術協力業務完了後の建設工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を締結する。

4-10. 技術協力業務の契約相手方の決定

- (1) 優先交渉権者は、次に示すとおり技術協力業務に係る見積書を作成し、(2)で指定する期日までに提出すること。見積合わせの結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な見積りである場合に、契約の相手方として決定する。

契約の相手方は、留意事項として、競争参加希望者に対する指示書[19]を参照のこと。

- ① 「見積書」 … 競争参加希望者に対する指示書[11]を参照のこと

- (2) 技術協力業務見積合わせの日時及び場所

技術協力業務見積合わせの日時及び場所は優先交渉権者に通知する。

4-11. 価格等の交渉

- (1) 優先交渉権者は技術協力業務の段階に応じ、「先行工事」「後行工事」のそれぞれにおいて契約責任者が交付する工事設計図書に対応する工事費見積書及び工事費内訳書（以下「見積書等」という。）を提出する。

- (2) 見積書等は、技術協力業務期間中においても、優先交渉権者から適宜提出を求め、必要に応じて評価及び協議を実施する。

- (3) 契約責任者と優先交渉権者は、技術協力業務に関する協議・交渉の過程で確認された事項や設計成果等に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。

- ① 見積額の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しについて交渉を行い、合意条件を確認する。

- ② 積算基準類等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。

- ③ 優先交渉権者は、交渉後、見積条件や見積額の変更の有無にかかわらず、最終工事費見積書及び最終工事費内訳書（以下「最終見積書等」という。）を提出する。

- ④ 価格等の交渉を経ても、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないものとする。

- ⑤ 建設工事の契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行う。

4-12. 価格等の交渉の成立・不成立時に関する事項

- (1) 優先交渉権者との価格等の交渉が成立した場合、優先交渉者として特定した旨を通知する。また、次順位以降の交渉権者に対しては、その理由を付して非特定の通知を行う。

- (2) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を通知する。また、技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知し、価格等の交渉の意思を確認したうえで、基本協定及び技術協力業務契約の締結並びに価格等の交渉を行う。

- (3) 次順位者への意思確認の際、競争参加資格確認申請書提出時に記載した配置予定技術者については、同等以上の者である場合にはその変更を認める。

4-13. 優先交渉権者との建設工事の随意契約

- (1) 優先交渉権者は、建設工事の随意契約の手続きに移行するにあたり、契約責任者からの依頼に基づき、建設工事に係る見積書を提出する。
- (2) 契約責任者は、優先交渉権者と建設工事の契約に係る見積合わせを行い、工事請負契約を締結する。
- (3) 優先交渉権者は、設計成果を基に価格等の交渉後に提出した最終見積書等に基づいた見積書を提出しなければならないものとし、見積合わせ時における技術提案の更なる変更は認めないものとする。また、見積額は、最終見積書等に記載された当該項目毎の金額を上回らない限り変更することができる。

4-14. 技術提案の履行に関する事項

- (1) 技術協力業務に係る技術提案項目については、技術協力業務に反映させるものとする。また、建設工事に係る技術提案項目については、技術協力業務に関する協議・交渉の過程で、その採用が認められなかつた項目を除き履行するものとする。また、受注者の責めにより技術提案が未履行の場合には、修補、損害賠償を請求するとともに、評定点合計を減点する場合がある。

ただし、技術協力業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めによらない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

4-15. 技術提案内容の変更に関する事項

- (1) 原則として、技術協力業務及び工事の段階において優先交渉権者が提出した技術提案の内容は変更不可とする。ただし、受注者の責によらない理由により、評価した項目の内容が履行不可能となった場合や、合理的な理由により受注者からの変更の協議があり、かつ、その変更内容が当初の提案内容を下回らないと認められた場合はこの限りではない。

第5 契約情報の公表

5-1. 契約情報の公表

技術協力業務における随意契約結果及び契約内容については、技術協力業務契約締結後に公表する。

また、建設工事における随意契約結果は、「先行工事」「後行工事」の各工事契約締結の都度、契約の内容及び契約者の選定経緯については、全ての建設工事契約後、速やかに公表する。

なお、「契約手続きの基本的な流れ」が変更となる場合は、NEXCO東日本のホームページ上で公表する。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

- (1) 本件に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
- ① 受付期間 手続開始の公示の日から平成31年2月5日(火)16時まで(行政機関の休日を除く毎日10時から16時まで。)
- ② 受付場所 上記1-6.(契約担当部署)と同じ
- ③ 受付方法 質問書面(様式自由)を郵送(書留郵便若しくは信書便)又は持参(受付期間内に必着のこと)

と。)により提出すること

(2) 上記(1)により受けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として5日以内（行政機関の休日を除く。）

② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する

⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/index.html>

6-3. 見積の無効

競争参加希望者に対する指示書[22]に該当する見積は無効とする。

6-4. 支払条件

(1) 前金払 技術協力業務：「有」

建設工事：「有」

「有」の場合は請負契約書34条1項に基づき前金払の請求をすることができる。

(2) 部分払 技術協力業務：「無」

建設工事：「有」

「有」の場合は請負契約書37条1項に基づき部分払の請求をすることができる。

6-5. 火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

6-6. WTOに規定する継続工事の有無

本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結する予定の有無：「無」

6-7. 単品スライド条項の適用

技術協力業務：「無」

建設工事：請負契約書25条5項について適用する。

6-8. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

(1) 上記3-1.(7)③の1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付、国総建第155号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から3年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。

(2) 上記3-1.(7)③の3)「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(改正)(平成28年5月31日付、国土建第119号)に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局(総合政策局を含む)建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。

(3) 上記(1)または(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

6-9. 競争参加資格に関する留意事項

(1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①または②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

6-10. 知的財産権について

- (1) 本工事における技術提案により生じた知的財産権の取り扱いについては、産業技術力強化法第 19 条によるものとする。
- (2) 当該知的財産権が存続期間の満了等により消滅するまでの間、専用実施権及び独占的な通常実施権等を設定しないこと。
- (3) 受注者が知的財産権又は知的財産権を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡しようとするときには、上記の規定の適用に支障を与えないように契約等において定めた上で行うこと。

6-11. 苦情申立て

本工事の契約手続きにおける競争参加資格の確認又はその他手続きに不服がある者は、内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）電話番号：03-5253-2111（代表）に対して苦情申立てを行うことができる。

6-12. 貸与資料

本工事は貸与可能な資料（電子媒体）があるため、当該資料の貸与を希望する競争参加希望者は、事前に以下に問合せを行うこと。

- (1) 問合せ先 東日本高速道路株式会社 関東支社 調達契約課
(電話) 048-631-0020
- (2) 貸与期間 手続開始の公示日から平成 31 年 2 月 20 日（水）16 時まで（行政機関の休日を除く毎日 10 時から 16 時まで。）

以上

公示時における契約図書等一覧表

工事名 横浜環状南線 公田インターチェンジ工事

契約図書等名称			提出対象書類		
I. 手続開始の公示（説明書）					
(1)	配置技術者の専任期間の基本的な考え方（別紙1）				
(2)	現場説明及び資料作成説明申込書（別添申込書）		△		
II. 競争参加希望者に対する指示書					
III. 特記仕様書案					
IV. その他契約（発注用）図面等					
(1)	技術協力業務説明図				
V. 金抜設計書案					
VI. 競争参加資格確認申請書様式					
(1)	競争参加資格確認申請書（様式1）		○		
(2)	技術資料（様式2）		○		
	①	技術資料作成説明書（別添）			
VII. 技術提案書様式					
(1)	技術提案書（様式3-1）		○		
(2)	技術提案書（様式3-2-1）		○		
(3)	技術提案書（様式3-2-2）		○		
(4)	技術提案書（様式3-3-1）		○		
(5)	技術提案書（様式3-3-2）		○		
VIII. 技術協力業務参考見積書様式					
(1)	参考見積書の提出書（様式4-1）		○		
(2)	参考見積書（技術協力業務）（様式4-2）		○		
IX. 基本協定書案					
X. 設計協力協定書案					

※ ○は必須、△は技術提案書等の資料作成説明に申し込みを行う場合に提出が必要。